

## ●最近の判例から

### 聴聞手続きにおける記録等の事前閲覧・譲写について

神谷 正己

業法第六九条は、「建設大臣又は都道府県知事は、第六六条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該宅地建物取引業者又は代理人の出頭を求めて、証明及び証拠の提出の機会を与えるため、公開による聴聞を行なわなければならない」と規定する。

ここにいう「証明及び証拠提出の機会を与えるため」とは、どういう意味か。被処分者は、聴聞に当たって、記録の全部の事前閲覧・譲写を求めることが出来るか。

この点に關し、被処分者は、記録等の実質的部分については閲覧・譲写を求めることができるとしても、これを越えて全部の閲覧・譲写を許すか否か等については、第一次的には行政の裁量に委ねられており、実質的にみて被処分者に証明及び証拠提出の機会が与えられなかつたと認められない限り、聴聞手続き

に瑕疵があつたとはいえないとする決定が、このほど横浜地裁で出された(横浜地裁決 平二・一二・五 判時一三九九一三九)。

これまでこの点に関する裁判所の具体的な判断がなかつただけに、参考になる点が大きいと思われる所以、以下この点にしばつて紹介する。

#### 一 事実の概要

申立人A社の業務について顧客から紛争及び苦情の申立てが相次いだので被申立人神奈川県知事は、平成二年五月一四日法六九条の規定による聴聞を行つた。

聴聞に先立ち、A社代理人から申立記録の閲覧・譲写の求めがあり、これに対して、神奈川県知事は、閲覧・譲写は認められないが、聴聞対象事項の概略について口頭説明するとして、

説明したところ説明途中で退席した。

聴聞当日、A社代理人から証書の事前閲覧・譲写の機会を与えるよう求めがあつたが、神奈川県知事は、個人のプライバシー保護等を理由にこれを拒み、陳述に必要な部分についてはそのつど内容を明らかにし、求証明書についても質問にそつて回答することで、申立代理人の同意を得て聴聞を開始し、被害者の申立内容の一部を読み聞かせ、契約書を提示するなどして聴聞を実施した。

続いて、五月二四日第二回の聴聞を行つたが、申立人代理人は、事前閲覧を求める上申書を提出して、退席した。

以上のとおり、神奈川県知事は、聴聞において、資料の一部を読み聞かせ、また閲覧させたが、資料の譲写は許さなかつた。

神奈川県知事は、五月二八日付けて、第二回聴聞で予定していた質問事項を記した書面を送付し、回答を求めたが、申立人が回答を拒否したので、六月一三日神奈川県宅地建物取引業審議会に対し、申立人の行政処分を諮問し、同日免許取消処分を相当とする答申を得て、六月一八日付けて取消処分を行つた。

これに対して、A社は、神奈川県知事を被告としてこの処分の取消の訴えを別途提起し、また、本案判決の確定までその効力の停止を

求める本件申立てをした。

## 二 申立人の主張

申立人の主張は、次のとおりである。

業法六九条のように、「行政処分に先立ち、  
証明の機会を与える聽聞を行う場合には、事  
前に当該処分の根拠とすべき文書の事前閲覧  
と譲写の機会を与えることは、適法手続の保障  
として当然である。」

「しかるに、本件においては外形上二回にわ  
たる聽聞手続がなされてはいるが、いずれも  
記録の事前の閲覧又は譲写を全く封じたまま  
強行されたものであり、申立人に「証明の機  
会を与えた」とはいえないものである。本件  
では企業の生命を奪うに等しい當業免許の取  
消处分が、ほとんど関係者(いわゆる被害者)  
の供述によつてのみなされようとしているが、  
かかる供述を記述した文書の全部を申立人代  
理人の目にさらすことなく、証明があれば証  
明せよというやり方は乱暴きわまるものであ  
り、関係者のプライバシーが閲覧譲写拒否の  
正当な理由とはならない。」

## 三 裁判所の判断

これに対しても、裁判所は、次のように判断  
した。

(一) 業法六九条の聽聞は、「行政処分によつて  
不利益を受ける者(被処分者)に、予め弁明  
の機会を与えて十分その主張と立証をつくさ  
せ、処分の根拠とされるべき自己に不利益な  
資料等につき反駁させることによつて、行政  
庁が事実誤認や独断により誤った処分をする  
ことがないようにすることを目的とする」。し  
たがつて、行政庁がかかる聽聞を行うにあた  
つては、**処分理由の存在につき、被処分者が  
実質的に証明と証拠提出ができるよう配慮す  
べきは当然であり、「処分理由と処分の根拠  
とされるべき証拠資料の実質的部分が、被処  
分者に告知されていることが必要である」。**「聽  
聞手続につき、制定法規に具体的な規定がな  
いからといって、その実施方法が行政庁の自  
由な裁量に委ねられてはいるものと解することは  
できず、そこには自ずから前記趣旨に基づ  
く制約がある。」

(二) 「(一)のことは、聽聞手続の一環である記録  
ないし行政庁の手持ち資料の事前閲覧譲写の  
問題についても妥当し、行政庁は、聽聞が法  
定されている趣旨を実質的に全うするよう配  
り、

慮しなければならない。

しかし、他方、「情報提供者のプライバシ  
ー、公務の迅速処理ないし秘密保持等、他の

法益と衝突する機会も少なくない」。すなわ  
ち、記録の中には「情報提供者のプライバシ  
ーに関するものも含まれ、公開が不適当なも  
のも存在する」ほか、「情報提供者と被処分者  
との間に将来訴訟が係属することも予想さ  
れ」、「情報提供者に損害を与える恐れも否定  
できない」し、「記録中には必ずしも処分に直  
接必要でないものも含まれて」いる。

(三) 「したがつて、被処分者は、この種聽聞に  
おいて、記録なし行政庁の手持ち資料の実  
質的部分については、その閲覧譲写を要求で  
きるとしても、それ以上にその全部の閲覧譲  
写を当然に要求しうるものではない。そして、  
実質的部分を越えて記録などの閲覧譲写を許  
すか否か、許すとして、その範囲をどうする  
かについては、第一次的には行政庁の裁量に  
委ねられているものと解すべく、記録などの  
閲覧譲写が許されなかつたがために、実質的  
に見て被処分者に証明及び証拠提出の機会が  
与えられなかつたと認められない限り、聽聞

手続に瑕疵があつたということはできない」。

(四) そこで、本件について検討するに、「通知  
書には、本件処分の対象となるべき事実関係

が相当具体的に記載されており、申立人は、事前にいかなる事実について聴聞が行われるかを知ることができたと認められること、「聴聞における質問中には、問題点に関する事実関係が具体的に盛り込まれており、处分事案に関する情報提供者の部分も必要な範囲での要点を推知しうること」、さらに「事実経過

に照らせば」、「本件において、被申立人は、申立人に対し、十分な説明の機会を与えるべく必要な措置をとったものと認められ、申立人に説明及び証拠の提出の機会が与えられていなかつたと解することはできない」とした。  
 (調査研究部長)

### ●最近の判例から

## 敷地賃借権付き建物の売買における 敷地の欠陥と売買目的物の隠れた瑕疵

武藤 真佐雄

敷地賃借権付き建物の売買における敷地の欠陥と売買目的物の隠れた瑕疵について、最高裁判例が出たので紹介する。(最高裁平成三年四月二日、判例時報一三八六号・九一項、判例タイムス七五八号・一二七項、ジュリスト九八五号・一一六項)

Xは昭和五五年三月二〇日、Yから建物の

所有権及び借地権(建物敷地の賃借権)を買受け、代金六五〇万円を支払った。本件土地北側は高さ四・四mの崖に臨む地形となっていた。昭和五六年一〇月二二日、台風に伴う大雨により、この崖の擁壁に傾斜亀裂が生じ、崖上の本件土地の一部に沈下及び傾斜が生じ、構造耐力及び保安上著しく危険な状態となつたため(本件擁壁がこのような状態になつたのは、擁壁に通常設けられるべき水抜き穴が欠如していたことによる)、同年一一

月四日、東京都北区長は、本件土地所有者らに対して、本件擁壁の新規築造又は十分な改修補強等、安全上必要な措置を早急に採るよう文書をもって勧告した。そのころ、Xも本件土地所有者らに対して同様の申し入れをしたが、本件土地所有者らが何らの措置も採らなかつたので、Xは、建物の倒壊の危険を避けるため、止むなく、これを取り壊した。その後Xは、Yに対して、昭和五七年七月三一日、民法五七〇条、五六六条一項の規定に基づき本件売買契約を解除する旨の通知を発し、契約解除と損害賠償等の本件訴えを提起した。

一審は、本件売買契約の目的は本件建物及び本件賃借権であり(賃借権の目的物たる土地ではない)、賃借権の目的物たる土地に瑕疵があるときは、賃貸人に対して修繕請求(民法六〇六条)又は瑕疵担保責任の追求(民法五七〇条、五六六条)をすることができる、土地の瑕疵を賃借権そのものの瑕疵ということはできないとして、請求を棄却した。

二審は、本件賃借権は建物の所有を目的とする権利であるから、X主張の瑕疵により建物を維持することが物理的に困難であるといふことが事後に判明したときは、その借地権は契約上当然に予定された性能を有しない隠れた瑕疵があつたといわざるを得ず、これに

### 一 事実の概要